

自動貸金庫規定

第1条（格納品の範囲）

- (1) カード式貸金庫（以下貸金庫といいます）には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券・株券その他有価証券
 - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

第2条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する、3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

第3条（使用料）

- (1) 貸金庫使用料は、貸金庫使用料料金表に基づき毎年4月の当組合所定日に口座振替により1年分を前払いしていただきます。なお、当初契約期間中の使用料は契約時に契約日の属する月を1ヵ月として、その月から月割計算によりお支払いいただきます。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあり、変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用されます。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割り計算でお返しします。

第4条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2本のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ、借主が封印し当組合が保管します。

第5条（貸金庫の開閉等）

- (1) 借主または借主が届け出た代理人に「貸金庫カード」（以下カードという）を発行します。
- (2) 開庫にあたっては、借主または代理人がカードを操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより、操作のうえ正鍵を使用して行ってください。
- (3) 停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、所定の「貸金庫開庫票」に必要事項を記入のうえカードと共に窓口へ提出してください。
- (4) 貸金庫格納品の出し入れは、所定の場所で行ってください。
- (5) 貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ、退出してください。

第6条（届出事項の変更等）

- (1) カードまたは印章を喪失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証番号その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
正鍵を喪失したときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到着しない場合でも通常到達したものとみなします。

第7条（カード、印章、鍵の喪失時の取扱い）

- (1) カード、印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後に行ってください。
- (2) 正鍵を喪失した場合または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用をお支払いいただきます。
なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) カードを喪失した場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。

第8条（暗証番号、印鑑照合等）

- (1) 当組合が発行したカードと届出の暗証番号により貸金庫の開庫の確認をしましうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 操作機の故障等の場合に、貸金庫取引に関する書類に使用された届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については当組合は責任を負いません。

第9条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場

合には、貸金庫の開庫には応じられないことがあります。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。

- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
- (3) 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

第10条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第11条3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第11条（解約等）

(1) この契約は借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、カード、正鍵、または届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されない時も同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主が行方不明のとき
 - ③ 借主について相続の開始があったとき
 - ④ 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害をあたえ、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ⑤ 店舗の改装、閉鎖その他、相当の事由があるとき
 - ⑥ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
 - ⑦ 借主または代理人が自動貸金庫規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。
- この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じた時は直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足金額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが三ヶ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当組合は貸金庫の開閉に際して顧問弁護士及び公証人等に立会をを求める事ができるものとし、これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じた時は当組合からの請求があり次第支払ってください。

第12条（貸金庫の修繕・移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当組合が格納品の一時引取または貸金庫の変更を求めた

ときは、直ちにこれに応じてください。

第13条（緊急処置）

法令の定めるところにより貸金庫の開閉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは当組合は副鍵を使用して貸金庫を開閉し臨機の処置をすることができるものとします。
このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第14条（譲渡・転貸等の禁止）

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カードは譲渡、貸与または質入することはできません。

以上

2023年4月1日現在